

調布都市計画道路事業3・4・2号水道道路線の事業認可取得について

1. 概 要

調布都市計画道路事業3・4・2号水道道路線は、東京都・特別区・26市2町で進めている「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」において、東京都施行の優先整備路線に位置付けられており、国土交通省より令和3年1月18日に認可され、市としても事業認可通知の写しを受理しました。

2. 事業内容

調布都市計画道路事業3・4・2号水道道路線

施行者：東京都

事業地：狛江市岩戸南四丁目、駒井町一丁目、駒井町二丁目、猪方一丁目、猪方二丁目、猪方三丁目、東和泉二丁目及び東和泉三丁目地内

延長：1,610m

幅員：16m

事業施行期間：令和3年2月9日～令和12年3月31日

